

子政第978号  
令和3年5月21日

各市町村長 殿

山梨県知事 長崎 幸太郎

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく  
放課後児童クラブへの協力要請について（依頼）

平素より、新型コロナウイルス感染拡大防止対策への御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき2月13日から7月31日までの間、感染拡大防止対策への協力を要請しているところですが、緊急事態措置及びまん延防止等重点措置の対象区域及び実施すべき期間が変更されることを受け、別添のとおり5月21日をもって一部改訂しましたので、お知らせします。

引き続き、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向け、貴職所管の放課後児童クラブにおかれましては、感染症防止対策の徹底の要請に対し、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

また、感染予防の啓発を図るため、「感染の事例と予防のポイント」について、別添のとおり改めて作成しましたので、各放課後児童クラブの職員や保護者の皆様への周知につきましても御協力をお願いいたします。

■新型コロナウイルス感染症の事例と予防のポイント

（山梨県ホームページ掲載）

[https://www.pref.yamanashi.jp/kansensho/documents/2105\\_cv19\\_trend\\_and\\_caution.pdf](https://www.pref.yamanashi.jp/kansensho/documents/2105_cv19_trend_and_caution.pdf)

